平成２２年（フ）第３６６号
石川県かほく市高松32―２街区１番、従前の住所石川県河北郡内灘町字大清台128番地
債務者　山内乃扶子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
金沢市小立野３丁目13番７号
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６８号
石川県かほく市浜北イ９番地１　ブレストⅡ206号、従前の住所石川県かほく市大崎北162番地３
債務者　石崎　伸吾
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
金沢市三ツ屋町ロ56番地１、従前の住所金沢市大友２丁目５番地
債務者　干場　雅恵（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８６号
石川県河北郡津幡町字北中条ル18番地、住民票上の住所石川県かほく市横山ロ165番地１
債務者　中川　徳治
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３９４号
石川県七尾市南ケ丘町60番地　県営南ケ丘住宅15号棟１号、従前の住所石川県石川郡野々市町字田尻町98番地
債務者　勝嶌スミ子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９９号
愛知県瀬戸市上品野町488番地
債務者　伊藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１４号
愛知県春日井市八幡町96番地　アイワコーポ401号
債務者　松瀬　文照
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１５号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字池田42番地　アビニヨン702号
債務者　松本　純一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５９号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘５棟409号
債務者　入田　知美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７０号
愛知県瀬戸市前田町12番地
債務者　寺尾　圭祐
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７３号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面27番地３　ウィステリア105号
債務者　渡邊　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３７号
名古屋市守山区西島町17番16号　サンシティ和川Ｃ棟110号
債務者　鶴田　秀晴
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３７３号
名古屋市昭和区山中町１丁目35番地の１　陽山ハイツ２―Ｃ号
債務者　伊藤　　猛
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７２号
兵庫県加古川市加古川町木村46番地の４
債務者　吉田　道子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２７号
兵庫県姫路市夢前町山冨26番地14
債務者　岩谷　圭祐
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８４号
兵庫県赤穂郡上郡町高田台１丁目26番４
債務者　東末　和美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部